

# 福祉の窓

## 福祉サービス等のご案内

### 高齢者のための

#### 福祉サービスのご案内

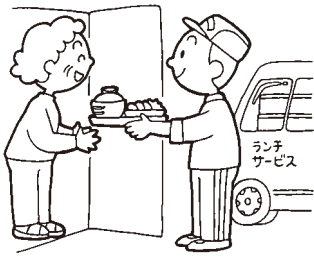
市では高齢者のための様々なサービスを行っています。介護保険で非該当と認定された方や、生活機能が低下して

いて介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者の方にも利用できるサービスがございますので、生活支援や健康づくりのためにご利用ください。

#### 生きがいデイサービス

健康の維持・増進、介護予防の観点から、介護保険の要介護・要支援状態にいたらない65歳以上の高齢者の方を対象に、自宅から施設まで専用のバスで送迎し、入浴や給食、日常動作訓練等のサービスを行います。利用料は1日1,000円～1,150円です（施設によって異なります）。

▽二本松生きがいデイサービスセンター（二本松福祉センター内）



▽安達生きがいデイサービスセンター（安達保健福祉センター内）  
 △岩代生きがいデイサービスセンター（六角はつらつセンター内）  
 △東和生きがいデイサービスセンター（デイサービスセンター和・なごみ内）

**配食サービス**  
 おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者を対象に安否確認を兼ねて、栄養バランスのとれた食事（昼食のみ）を月曜日～金曜日お届けします。1食400円です。糖尿病や減塩食、きざみ食等、食事制限がある方にも対応しています。

#### 敬老会

平成21年度内に74歳以上になる方を、地区ごとの敬老会にご招待いたします。婦人会等の地域の方々にご協力をいただき、楽しい一日をお過ごしください。

#### 温泉等保養健康増進事業

高齢者の健康増進、閉じこもりの解消を目的として、市が協定している温泉等宿泊施設の利用券5,000円分を交付します。介護保険で要介護の認定を受けた方は対象となりませんが、付き添い等があり、外出が可能で特に申し出のあった方には配布しております。

なお、今年度から段階的に対象年齢を引き上げ、平成25年度以降の対象者は70歳以上となります。

また、平成23年度から利用対象施設は市内のみとなります。市内の経済効果を図るうえからも、ぜひ市内施設をご利用ください。

#### ◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係  
 ☎(55)5114  
 または各支所市民福祉課

#### 要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障がい者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

#### 申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方（要介護認定の申請中の方も申請できます。）

#### 申請の必要がない方

- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aをお持ちの方
- ・本人および扶養者が、非課税の方等で確定申告等をする必要がない方
- ・既に認定書をお持ちの方で

認定区分等に変更がない方  
 申請は随時受け付けます。

#### 申請の方法

高齢福祉課または各支所市民福祉課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入のうえ提出（郵送可）してください。調査を行い、認定書を交付します。既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り、毎年の所得の申告にお使いいただけます。ただし、障がいが軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただくこともあります。

#### ◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係  
 ☎(55)5114

#### 福島介護福祉専門学校

### 体験入学のご案内

入試説明会を兼ね次により開催します。保護者の方、お友達も一緒にぜひご参加ください。

#### 日時

- ①7月26日(日) ②8月2日(日)
- ③8月23日(日) ④11月14日(土)

※各回13:00～16:00

会場 福島介護福祉専門学校(若宮)

#### 内容

学校の概要および入試等の説明、学校のカリキュラムに沿った介護技術等の授業体験、質疑応答など

#### その他

- ・当日は上履き(運動靴等)を持参のうえ動きやすい服装でご参加ください。
- ・参加希望者は、事前に電話等でご連絡ください。

#### ◎問い合わせ…

福島介護福祉専門学校 ☎(22)7777

**各種手当等を  
ご存じですか？**

父親のいないお子さんや障がいのある方のために、次のような手当等があります。

**児童扶養手当**

**受給資格**

手当を受けられるのは、次のいずれかに該当する18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童(心身障がい児は20歳未満)を育てている母親または養育者です(所得制限あり)。

- ① 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
  - ② 父親が死亡した児童
  - ③ 心身に重い障がいのある父親をもつ児童(父親に支給される障害年金等の加算対象になつていない場合に限る)
  - ④ 父親の生死が明らかでない児童
  - ⑤ 父親に1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父親が1年以上拘禁されている児童
  - ⑦ 母親が婚姻によらないで生まれた児童
- ※母親または養育者の状況に

より、手当を受けられない場合があります。

**ひとり親家庭医療費助成**

**受給資格**

児童扶養手当の受給資格に準じたひとり親世帯(年金を受給している場合も受給可。父子世帯も該当します)。

受給資格認定日以降の医療費の一部を助成します。

**◎問い合わせ：**

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

または各支所市民福祉課

**特別児童扶養手当**

**受給資格**

身体や精神に一定の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている父親、母親または養育者です(所得制限あり)。  
※状況により手当を受けられない場合があります。

**特別障害者手当**

**受給資格**

在宅の著しく重度の障がいを有する20歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方です(所得制限あり)。

**障害児福祉手当**

**受給資格**

身体や精神に重度の障がい

を有する20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方です(所得制限有)。  
※状況により手当を受けられない場合があります。

**◎問い合わせ：**

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所市民福祉課

**各手当を受給している方へ**

**「現況届はお早めに」**

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを受給されている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります(詳細別途通知)。

この届を提出されない場合は、8月以降の手当が支給されないことがありますので忘れずに提出してください。

**児童手当現況届の**

**手続きはお済みですか？**

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当等現況届」を提出しなければなりません。

この届の提出がないと6月以降の手当が受けられなくなります。5月末日現在受給資格のある方には現況届の用紙

を送付していますので、まだ提出されていない方は、必要事項を記入のうえ必要書類を添付して提出してください。

**◎問い合わせ：**

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

または各支所市民福祉課

**肢体不自由者来所相談会**

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が次の日程で開催されます。

**開催日** 8月21日(金)

**受付時間** 午後1時～3時

**会場** 県障がい者総合福祉センター(県庁東分庁舎)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

**相談料** 無料

**申込期限** 開催日の7日前

**申込方法** 事前に電話等でお申し込みください。

**音訳奉仕員養成講座**

**受講生募集**

視覚障がい者の方の生活をさらに豊かにする音訳(文字情報を音声化する)奉仕員の養成講座を開催します。

**対象者** 音訳に興味がある方

**日 時** (全4回)

- ① 8月17日
- ② 8月24日
- ③ 8月31日
- ④ 9月7日

※各回月曜日

午後7時～8時30分

**会場** 二本松福祉センター

**参加料** 無料

**申込期限** 8月10日(月)

**◎問い合わせ・申し込み：**福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所市民福祉課

**認知症予防講演会**

生き生きといつまでも好きなことができるためには、脳の健康維持が大切です。認知症について理解を深めていただくために講演会を開催します。

**日 時** 8月26日(水)

午後1時30分～3時30分

**会場** 杉田住民センター

**講師** 古戸順子氏(県保健福祉事務所主任保健技師)

**内容** 高齢者の認知症と予防方法等について

**対象者** 65歳以上の市民の方

**参加料** 無料

**◎問い合わせ：**地域包括支援センター

☎(23)3600